

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：宮守村棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧宮守村地域

範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の発生防止

耕作放棄の発生防止に努め現状を維持する。（中山間地域等直接支払制度実施面積：現状（令和 7 年度）75ha、目標（令和11年度）75ha。（100%維持）作業効率・安全面も含め持続的に農業活動ができるよう整備を行う。

- ・生産性・付加価値の向上

水稻や転作作物の栽培が困難な農地において、それらに代わる農産物の栽培実証による付加価値の向上、または簡易放牧などによる省力化を行う。令和11年度までに活用実証 2 事例以上実施する。

- ・担い手組織の強化と作業省力化

機械導入による作業の省力化や効率化に取り組み、担い手組織の強化を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（消費者への直接販売）

棚田地域で収穫した米を20kg以下の個包装の形態で出荷し、消費者への直接販売を行う。出荷発送拠点の整備、強化を図り、令和 6 年度と比較して令和 8 年度までに10%増の売上高を目指す。

- ・自然環境の保全・活用

鳥獣被害防止用の電気柵設置を令和11年度までに 5 km以上延長し、鳥獣害被害を防止する。

環境負荷低減栽培技術の実証圃を設け、減農薬減化学肥料栽培に取り組む。

- ・良好な景観の形成（維持保全活動）

旧宮守地域は、遠野観音の一つである「宮守観音」を始めとする遠野遺産が数多く存在し、棚田と一体となって地域で守り継承されてきた。今後も地域で守り、後世に継承するためには、周辺の良い景観形成は必須であることから、畦畔の草刈共同作業を年間 3 回以上実施する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田地域を地域内外から応援する組織「宮守棚田funファンクラブ」の活動を行う。主な活動として地域の小学生を交えた農業体験会（田植え、稲刈り、摘み取り）を年間 2 回以上開催し、令和 6 年度の参加人数69人を令和11年度までにのべ

100人以上確保する。

ワーキングホリデーなど棚田地域に宿泊しながら農業体験をする研修の受け入れを年間2人以上、令和11年度までに10人以上を受入し関係人口を確保する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

宮守川上流地域の農家、非農家交流イベントを年1回以上開催し、地域住民間の交流を図る。

- ・棚田米を活用した六次産業化の推進

令和11年度までに棚田米を原料とした加工品の新商品を開発する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止

1に掲げる棚田地域は中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致する区域であることから、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地発生防止に努める。

また、ほ場整備から20年以上が経ち、ほ場条件が悪化しはじめている事、自然災害の増加によりほ場改修が必要な個所が発生している事から、中山間地域等直接支払制度の集落協定組織により、作業効率・安全面も含め持続的に農業活動ができるよう整備を行う。

- ・生産性・付加価値の向上

中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、地域おこし協力隊制度を活用しながら農産物の栽培実証による付加価値の向上、または簡易放牧などによる省力化を行う。

- ・担い手組織の強化と作業省力化

生産性の向上を目的とした機械の新規導入・更新の補助を行い、中山間地域等直接支払制度の協定集落の担い手組織の強化を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（消費者への直接販売）

担い手組織が運営する産直やECサイトを活用し、消費者への直接販売を拡大する。

- ・自然環境の保全・活用（鳥獣被害の防止）

中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、鳥獣被害防止用の電気柵設置を行う。同様に令和11年度までに5km以上延長し、鳥獣害被害を防止する。

地域の担い手組織により、環境負荷低減栽培技術に取り組む。

- ・良好な景観の形成（維持保全活動）

中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、畦畔の草刈共同作業を年間3回以上実施する。また、良好な景観形成の負担軽減策として、協議会参加の集落において、自走草刈機、畦畔草刈機、斜面草刈機といった機械を計2台以上導入し、効率的な草刈作業に取り組む。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
認定NPO法人遠野山・里・暮らしネットワークと連携し、棚田地域を応援する組織「宮守棚田funファンクラブ」の活動を行う。
地域内で運営している宿泊施設と連携し、農泊による研修受入を行う。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
中山間地域等直接支払制度の協定集落が中心となり、宮守川上流地域の農家、非農家交流イベントを年1回以上開催する。
- ・ 棚田米を活用した六次産業化の推進
担い手組織が運営する農産物加工場において棚田米を原料とした加工品の新商品を開発する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定参加者とする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

宮守村棚田振興協議会は、農業者団体、認定NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク、遠野市、岩手県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項